

令和2年度放課後等デイサービス指摘事項一覧

5事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	アセスメント	アセスメントの内容が不十分でした。放課後等デイサービス事業所として必要なアセスメントを行い、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき放課後等デイサービス計画の原案を作成してください。	都条例第139号第76条で準用する第12条第2項 障発0330第12号通知第5の3(3)で準用する第3の3(16)①	3
2	定員の遵守	定員を超過してサービス提供を行っている日がありました。災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合以外は、定員を超えてサービス提供を行うことがないようにしてください。	都条例第139号第76条で準用する第38条 障発0330第12号通知第5の3(3)で準用する第3の3(29)	3
2	計画の作成	放課後等デイサービス計画の変更時に、アセスメントやモニタリングを行っていない事例がありました。放課後等デイサービス計画を変更する際は、アセスメントやモニタリング等一連の支援プロセスに則り計画を作成してください。	都条例第139号第76条で準用する第12条第9項 障発0330第12号通知第5の3(3)で準用する第3の3(16)①②	1
4	モニタリング	モニタリングが適切に行われていませんでした。モニタリングは、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行い、その結果について記録に残してください。	都条例第139号第76条で準用する第12条第7項第8項 障発0330第12号通知第5の3(3)で準用する第3の3(16)②	1
5	秘密保持	法人役員と事業所職員を兼務する職員について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第139号第76条で準用する第45条第2項 障発0330第12号通知第5の3(3)で準用する第3の3(37)②	1
6	事故発生時の対応	送迎中の車両事故について、都及び区に報告していませんでした。事故発生時に報告対象となる事故等について把握し、対象事案が起きた際は速やかに報告を行ってください。	都条例第139号第76条で準用する第50条第1項 障発0330第12号通知第5の3(3)で準用する第2の2(41)	1